

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

基本課題 (1)すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発

人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	人権尊重意識の高揚を図るための意識啓発	人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発センターを核とした広報啓発と学習機会の充実を図ります。	人づくり課	小学校、中学校の全児童・生徒へ人権(いじめ)に関するパンフレットを配付	小学校、中学校の全児童・生徒へ人権(いじめ)に関するパンフレットを配付 ・小学校人権本巡回制度(ブックスフロー)は過去最多貸し出し1,993冊 ・こどもぬくもり教室(兼山小、春里小、土田小) ・ぬくもり標語の募集過去最多応募2,704件	・パンフレット配付やぬくもり教室などで、子どもの人権意識が高まったことが、標語の応募などに反映された ・ぬくもり教室の参加希望学校が増えている	B	人権啓発冊子「やさしい心」配布 こどもぬくもり教室 年2校の実施
2	表現ガイドラインの作成と運用	刊行物等の作成にあたって、男女共同参画の視点から適切な表現を選択できるよう、表現ガイドラインの周知に努めるとともに、必要に応じて内容を見直し、活用を促進します。	人づくり課	表現ガイドラインの周知、活用の促進 表現ガイドラインの内容の見直し	・適切な表現、望ましい表現例を掲載し、わかりやすく、活用しやすい内容に見直した ・表現ガイドライン内のイラスト(フリー素材)の活用を促した ・HP、市政資料コーナーで公開 ・市内掲示板で周知	・市内から表現ガイドラインのイラストを業務に活用したいと申出あり。今後も定期的にイラストの活用を促していく ・より実状に即したものにするため、定期的に内容の見直しを継続していく	B	表現ガイドラインの周知、活用の促進し、必要に応じて内容についても見直していく
3	広報紙、掲示物等に対する事前チェック	市が発行する広報紙、パンフレット、チラシや市内に掲示するポスター等に性差別につながる表現がないかを点検し、不適切なものについては是正していきます。	広報課	広報紙の点検と是正 ・広報課で発行する広報かになど印刷物については、常に適切な表現に努め、点検を行い、不適切なものについては是正していく 市政番組の点検と是正 ・市が制作し、放送される広報番組については、常に適切な表現方法を用いた番組内容とし、不適切なものについては是正していく	・広報紙をはじめ、課で作成した印刷物や市政番組については、表現ガイドライン等を参考にしながら表現を点検し、男女対等な表現などに配慮した	・固定的な性別役割分担意識を押し付けることにならないよう、広報紙の原稿作成や校正段階でのチェックすることを各職員が意識するようになった ・限られた紙面の中で、発信者の意図を正確かつ効果的に読者に伝えるにはどうしたらよいか悩むことがある	B	広報紙の点検と是正 ・広報課で発行する広報かになど印刷物については、常に適切な表現に努め、点検を行い、不適切なものについては是正していく 市政番組の点検と是正 ・市が制作し、放送される広報番組については、常に適切な表現方法を用いた番組内容とし、不適切なものについては是正していく
			各課	表現ガイドラインに基づいた刊行物の作成	【高齢福祉課】 ・講演会・各種講座・認知症カフェの参加者募集チラシ等を作成・配布した際、適切な表現となるよう作成時に確認を行った		表現ガイドラインに基づいた刊行物の作成	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
4	公衆に表示する情報の配慮	身近な環境における不適切な性・暴力表現や、性別による固定的な役割分担を助長するような表現について、その排除に努めるとともに、有害図書等の除去に取り組みます。	人づくり課	書店、コンビニ、カラオケ店等への定期的な立入り調査を行う	・年間を通し、立入り調査を36回実施	・有害図等の除去については特に18歳未満の青少年に配慮した陳列方法等指導・改善した	B	書店、コンビニ、カラオケ店等への定期的な立入り調査を行う
			各課	不適切な表現について、その排除に努める  【子育て支援課】 ・駅前拠点施設のサイン計画立案にあたり、適切な表現に配慮する  【図書館】 ・図書を購入する段階で、有害図書等を除外できるよう、情報収集を進める	【子育て支援課】 ・駅前拠点施設の整備工事に着手し、サインについて検討を開始  【図書館】 ・図書を購入する段階で、有害図書等を除外できるよう、男女共同参画に関する情報収集を実施し、県図書館への聞き取り調査等を重ねて判断した  【秘書課】 「可児市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を見直し、適正な表現に改めた	【子育て支援課】 ・駅前拠点施設のサイン検討にあたり、適切な表現とするよう関係者と調整した  【図書館】 ・購入した図書は、配架する段階で再度チェックした		不適切な表現について、その排除に努める  【子育て支援課】 ・サイン計画を策定するにあたり、適切な表現を使用する  【図書館】 ・図書を購入する段階で、有害図書等を除外できるよう、情報収集を進める
5	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	IT講習などを活用し、メディアの適切な利用や主体的な判断ができる能力を養うための機会の提供に努め、保護者を通して、子どものメディア・リテラシー向上を促進します。	子育て支援課	家庭教育学級で、子どもへの情報教育の必要性を学ぶ学習会の実施を働きかける 保護者同士の交流の時間を各学級で設けるように働きかける	・家庭教育学級で、子どもへの情報教育の必要性を学ぶ学習会や交流会を実施 ・拡大家庭教育学級として「情報モラル講座」を開催(LINE株式会社講師)	・小・中学校において、サロンのテーマを「スマホやゲーム」にして、交流会を実施 ・拡大家庭教育学級「情報モラル講座」40人受講	B	家庭教育学級で、子どもへの情報教育の必要性を学ぶ学習会の実施を働きかける(拡大家庭教育学級の活用) 保護者同士の交流の時間を各学級で設けるように働きかける

## 男女共同参画について理解する環境整備

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	男女共同参画推進週間の実施	毎年6月の男女共同参画週間に講座等を開催するとともに、関係機関との連携により様々な機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人づくり課	男女共同参画推進週間(6.23～6.29) ・講座の実施 ・図書館展示 ・各種メディアを活用してのPR	・女と男のかがやき講座を3回開催。参加者96人 ・図書館において啓発パネル展を12日間開催(6.22～7.3) ・広報かにをはじめ、HPやFBかにつき、CTK等を活用。各公民館等にもチラシやポスターを設置し、男女共同参画に関する情報提供に努めた	・講座終了後のアンケートでは、8割以上の参加者が「関心度が上がった」「参考になった」と回答があった ・図書館の1階展示室を利用し、多くの来館者に広くPRした ・他課のイベント開催時など、市民が集まる機会を、有効に活用していく	B	男女共同参画推進週間(6.23～6.29) ・講座の実施 ・図書館展示 ・各種メディアを活用してのPR
2	条例の普及と基本計画の周知	『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』の内容についてわかりやすく示し、市民の理解促進を図るとともに、可児市男女共同参画基本計画の周知に努めます。	人づくり課	条例の普及とプランの周知 ・ダイジェスト版の配布 ・講座やHPでの周知 男女共同参画週間での周知	・市政資料コーナーや窓口へのダイジェスト版の設置 ・各種イベントでの周知。(女と男のかがやき講座3回、男女共同参画サロン12回、図書館パネル展) ・HPでの周知	・女と男のかがやき講座への参加者に対し、「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念が掲載されたクリアファイルを配付。手にとり見ていただくことができた	B	条例の普及とプランの周知 ・ダイジェスト版の配布 ・講座やHPでの周知 男女共同参画週間での周知
3	男女共同参画関係資料の収集・提供	男女共同参画に関する国・県・他自治体等の資料や統計等を収集し、市民へ提供します。	人づくり課	国、県の男女共同参画に関する資料、統計等の収集 男女共同参画サロン、HP、市政資料コーナーの充実 男女共同参画に関する書籍等の貸出	・男女共同参画白書等の資料を収集 ・窓口周辺に国・県・市の関連資料を設置 ・HPを一新し、わかりやすいものにした ・男女共同参画サロンや窓口での閲覧、貸出を行った。サロン利用者70人、貸出実績1冊	・HPの充実にあわせ、市民の方がその情報を簡単に得られることができるような工夫(周知)もあわせて行っていく	B	国、県の男女共同参画に関する資料、統計等の収集 男女共同参画サロン、HP、市政資料コーナーの充実 男女共同参画に関する書籍等の貸出

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
4	男女共同参画に関する講座の開催	講座等を開催し、男女共同参画に関する幅広い知識の浸透を図ります。また、講座内容についても、市民のニーズを反映し充実を図ります。	人づくり課	<p>女と男のかがやき講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識の醸成につながる講座を企画</li> <li>・男性に向けた内容を実施する講座企画運営委員会、参画サポーターの見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画講座企画運営委員会において3回の講座を企画・運営した</li> <li>男女共同参画社会の実現のために必要なこと・男女関係(参加者51人)</li> <li>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制(参加者28人)</li> <li>男女共同参画社会の実現のために必要なこと・家族関係(参加者17人)</li> <li>・女と男のかがやき講座のアンケート結果を、次年度の講座企画に活かせるようまとめた</li> <li>・HPで参画サポーターを募集した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この講座は、通常の講座よりも男性(特に60～70代男性)参加率が高く、男性の男女共同参画に対する意識の醸成につながった</li> <li>・アンケートを実施し、受講を希望する講座の内容を聞き取ることで、市民ニーズを反映した講座企画に結びつけている</li> </ul>	B	<p>輝ける私の応援講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識の醸成につながる講座を企画</li> <li>・男性に向けた内容を実施する講座企画運営委員会、参画サポーターの見直し</li> </ul>	
5	多様な媒体を通じた広報・啓発活動	広報紙やホームページ、コミュニティFM放送局、ケーブルテレビ等、様々な媒体を通じて男女共同参画の重要性及び必要性について広報・啓発を行います。	人づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なメディアを活用し広報・啓発を実施する。</li> <li>・広報紙やHP、FBを活用意識啓発副読本の配布</li> <li>意識啓発副読本の改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女と男のかがやき講座について、広報か、FBか、CTKなど各メディアを活用し、受講者を募集した</li> <li>・男女共同参画週間における図書館でのパネル展示</li> <li>・意識啓発副読本について、統計資料や掲載内容を見直し、さらに中学生が理解しやすく、学びやすいものに改訂した</li> <li>・中学3年生を対象に、男女共同参画意識啓発のための副読本を配付した(公民の授業で使用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女と男のかがやき講座は、受講者の約半数が広報かから情報を得て、申し込んでいる</li> <li>・男女共同参画週間や人権週間を利用した啓発をより充実させる</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なメディアを活用し広報・啓発を実施する。</li> <li>・広報紙やHP、FBを活用意識啓発副読本の配布</li> </ul>	

セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	セクハラ防止のための意識啓発	学校や職場、地域におけるセクシュアル・ハラスメント、更にはパワー・ハラスメントの防止に向け、パンフレット等を活用した意識啓発を行い、管理者等に対する研修等を実施します。	人づくり課	セクハラ、パワハラに関するパンフレットの設置・配布 ・サロンや講座等でパンフレットを配布し、啓発する ・啓発を行う媒体や機会の検討 人権週間等での啓発	・男女共同参画推進週間及び人権週間における図書館でのパネル展示の実施 ・中学3年生を対象に、男女共同参画意識啓発のための副読本を配付	・サロンや講座等でセクハラ、パワハラに関する図書を設置。パンフレットを配布するなどして啓発を行った	B	セクハラ、パワハラに関するパンフレットの設置・配布 ・サロンや講座等でパンフレットを配布し、啓発する ・啓発を行う媒体や機会の検討 人権週間等での啓発
			産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用して周知、普及を図る	・21世紀職業財団などが作成したチラシやパンフレット等を窓口を設置し、ハラスメント問題解決に関する情報を提供した	・他課と協同し、セクハラ防止のための意識啓発を推進する	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用して周知、普及を図る
			学校教育課	各学校の職員資質向上研修会や職員会議等で、1回以上指導等により教職員への意識の定着を図る 管理職がすべての職員と行う自己啓発面談の場において、個々の職員の悩みを聞き取り、セクハラ、パワハラ防止に努める	・各学校の職員資質向上研修会や職員会議等で、1回以上指導等により教職員への意識の定着を図った ・管理職がすべての職員と行う自己啓発面談の場において、個々の職員の悩みを聞き取り、セクハラ、パワハラ防止に努めた	・活動場面における組織・個人の指導の具体や、児童生徒、教職員同士の関わり方を改善することができた	A	各学校の職員資質向上研修会や職員会議等で、1回以上指導等により教職員への意識の定着を図る 管理職がすべての職員と行う自己啓発面談の場において、個々の職員の悩みを聞き取り、セクハラ、パワハラ防止に努める
2	セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備	学校や職場、地域に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する適切な対応を促進するよう周知を図ります。また、必要に応じて関係機関との連携のもと、男女共同参画サロンでの相談を行います。	人づくり課	男女共同参画サロンでの相談体制の充実 ・サロンカードの配布とPR ・広報(HP、広報紙等)の充実 ・相談員、こども課との連携	・男女共同参画サロンの案内カードを3,000枚作成し、関連する課や施設、大型ショッピングセンター、保育園等へ配布し、相談体制の周知を図った ・セクハラ等の相談窓口の紹介のため、NPOなどのパンフレットやリーフレットを、サロンや女と男のががやき講座、人づくり課窓口を設置 ・広報かに(毎月15日号)、HPにより相談体制の周知を図った ・こども課相談員と連携し、必要に応じ、悩み相談や法律相談へとつなげた	・こども課相談員からの紹介などもあり、相談窓口が浸透してきており、安定して予約が入る状況である 【28年予約率】 悩み相談・・・97.6% 法律相談・・・76.4%	B	男女共同参画サロンでの相談体制の充実 ・サロンカードの配布とPR ・広報(HP、広報紙等)の充実 ・相談員、こども課との連携

多文化共生社会に対応した支援

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	外国人市民の現状把握と多言語による情報提供・相談体制の充実	広報やその他の情報が外国人市民にも円滑に伝わるよう、多言語による情報提供や相談の実施に努めます。性別に関わらず、就労や家庭生活等に関する情報提供と相談支援を行います。	人づくり課	外国語(ポルトガル語・英語)版広報かきを発行(月1回)、広報メールを携帯電話に随時配信 生活相談・通訳・翻訳業務の実施 協会メールマガジンとフェイスブックを活用して外国人市民に情報提供を行う	・外国語(ポルトガル語・英語)版広報かきを発行(月1回)、広報メールを携帯電話に随時配信した ・生活相談・通訳・翻訳業務を実施した ・協会メールマガジンとフェイスブックを活用して外国人市民に情報提供を行った	・外国人市民意識調査の結果やこれまでの事業の進捗状況等をふまえて見直しを行ったことにより、より現状やニーズに合う推進計画を策定することができた ・広報メールの利用者数が下降傾向にあることから、啓発し利用者を増やすことが課題となる	B	外国語(ポルトガル語・英語)版広報かきを発行(月1回)、広報メールを携帯電話に随時配信 生活相談・通訳・翻訳業務の実施 協会メールマガジンとフェイスブックを活用して外国人市民に情報提供を行う

基本課題 (2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進  
男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	人権教育・男女平等教育の実施	保育・学校教育の場において、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。	学校教育課	学校の全教育活動を通して指導するとともに、重点として道徳の時間、学級活動において、意図的・計画的な指導を進める 市内の小中学校において、「ひびきあいの日」を設定し、事前に取組を行う。また全校の活動(集会・全校道徳)等を行い、意識の向上を図る 各学校の児童会や生徒会が中心となって、生活の中で、「温かい言葉」を使うことや仲間のよさを認める活動を進める	・学校の全教育活動を通して指導するとともに、重点として道徳の時間、学級活動において、意図的・計画的な指導を進めた ・市内の小中学校において、「ひびきあいの日」を設定し、事前に取組を行った。また全校の活動(集会・全校道徳)等を行い、意識の向上を図った ・各学校の児童会や生徒会が中心となって、生活の中で、「温かい言葉」を使うことや仲間のよさを認める活動を進めた	・「温かい言葉」を使ったり、仲間の良さを認めたりする活動を児童会や生徒会が中心となっで行なうことで、児童生徒が主体となって取り組み、意識の高揚につながった ・児童生徒の中に、相手の存在や立場を尊重する意識が定着してきた ・係活動や話し合い活動、合唱などで、問題を解決しながら互いの尊重や男子も女子も力を合わせて取り組む力が定着してきた	A	学校の全教育活動を通して指導するとともに、重点として道徳の時間、学級活動において、意図的・計画的な指導を進める 市内の小中学校において、「ひびきあいの日」を設定し、事前に取組を行う。また全校の活動(集会・全校道徳)等を行い、意識の向上を図る 各学校の児童会や生徒会が中心となって、生活の中で、「温かい言葉」を使うことや仲間のよさを認める活動を進める

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	人権教育・男女平等教育の実施	保育・学校教育の場において、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。	こども課	保育園・幼稚園において、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う場合には男女の平等や相互理解・協力の大切さを理解させるよう配慮する。また日ごろの園生活全般の中でも、理解させるよう配慮する	・人権擁護委員から平等、仲良くすることの大切さを聞き、理解を深めている	・園児を男女で色分け等区分けすることはなくなっている ・障がいのある園児も在園しており、子ども同士が交流することで偏見をなくし、互いを尊重した関係が持てるよう継続して促していく	A	保育園・幼稚園において、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う場合には男女の平等や相互理解・協力の大切さを理解させるよう配慮する。また日ごろの園生活全般の中でも、理解させるよう配慮する	
2	一人ひとりの個性を伸ばすキャリア教育の実施	子どもたちの自尊感情を育み、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、一人ひとりの個性を大切にキャリア教育を実施します。	学校教育課	学校教育において、性別に基づく固定的役割分担意識の是正に継続的に努める	・学校教育において、性別に基づく固定的役割分担意識の是正に継続的に努めた ・係活動、委員会活動への配慮を行なった	・「男らしさ」「女らしさ」「男のくせに」「女のくせに」といった発言や考え方にとらわれず、目指す姿にこだわった生活を積み重ねることの大切さが定着してきた	A	学校教育において、性別に基づく固定的役割分担意識の是正に継続的に努める	
3	年齢に応じた性教育の実施	学校において、人権尊重・男女平等の視点に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性教育を年間指導計画に位置づけ、推進します。	学校教育課	性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導する。養護教諭との連携による指導を工夫する	・性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導した。養護教諭との連携による指導を工夫した	・特に「いのちの授業」における講演や授業で、自分が生まれてくるまで、生まれるとき、生まれてから、たくさんの人に愛されていたことを改めて知り、感謝の気持ち、自分を大事にする気持ち、仲間や愛する人を大事にする気持ちを持つことができた	A	性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導する。養護教諭との連携による指導を工夫する	
4	学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	学校教育の場において、インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を人権尊重や男女共同参画の視点から考え、理解できるよう、情報化の進展に対応したメディア・リテラシーの向上を図ります。	学校教育課	情報教育の時間を中心に、さまざまな情報の取り扱いについて正しく活用していく能力を指導する。各学校指定の学年に対し1回以上継続的に実施する 市内小中学校の教員を対象に「情報モラル講座」を行い、児童生徒の指導に生きる研修会とする	・情報教育の時間を中心に、さまざまな情報の取り扱いについて正しく活用していく能力を指導した。各学校指定の学年に対し1回以上継続的に実施した ・市内小中学校の教員を対象に「情報モラル講座」を行い、児童生徒の指導に生きる研修会とすることができた	・各学校の情報主任を対象に、ICT活用実践研修を行い、児童生徒だけでなく、保護者に対する情報モラル教育の実施についての啓発を行なった。また情報モラル教育に関する教育後援会を集会で行い、ネットやSNSでの不適切な書き込みによる人権被害のトラブル防止について学んだ。さらに、中学校の技術・家庭科の授業では、情報モラル教育について指導計画に位置づけ、計画的、かつ継続的に指導を行なった	A	情報教育の時間を中心に、さまざまな情報の取り扱いについて正しく活用していく能力を指導する。各学校指定の学年に対し1回以上継続的に実施する 市内小中学校の教員を対象に「情報モラル講座」を行い、児童生徒の指導に生きる研修会とする	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
5	男女平等教育の視点に立った玩具、教材等の点検	学校や保育所・幼稚園で使用する教材や絵本等の図書・備品等について男女共同参画の視点から点検を行い、選定に配慮します。	学校教育課	学校図書購入に際し、男女共同参画の視点を取り入れた選定に一層配慮する	・学校図書購入に際し、男女共同参画の視点を取り入れた選定に一層配慮した	・学校司書の研修時に各校で購入の際に配慮している点を交流し合う	A	学校図書購入に際し、男女共同参画の視点を取り入れた選定に一層配慮する	
			こども課	保育園・幼稚園で購入する教材や絵本等について、男女共同参画の視点から点検を行い、影響や効果を考えたものを購入していく	・保育園や幼稚園で購入する教材や絵本等について、男女共同参画の影響や効果を考えた物を購入するように配慮した	・教材自体が男女共同参画の視点を持っているものに変化しているため、選定配慮の必要性は薄れてきている	A	保育園・幼稚園で購入する教材や絵本等について、男女共同参画の視点から点検を行い、影響や効果を考えたものを購入していく	
6	保育・教育に関する保護者への情報提供	家庭から男女共同参画の意識づくりを進めるため、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に男女共同参画の周知を行います。	学校教育課	「笑顔の学校」をスローガンに地域や家庭と連携して進める。家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に、男女共同参画の周知を行う	・「笑顔の学校」をスローガンに地域や家庭と連携して進める。家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に、男女共同参画の周知を行った ・家庭教育学級において、子育てに関して男女共同参画の大切さを周知した	・SC(スクールカウンセラー)などの講演を通して、家庭教育やしつけに起こりがちな問題に対し、男女の違いを示しながら、補完しあうことの大切さを知る機会にできた ・子育てに関する情報交流を行う中で、子どもへの教育には男女共同参画の必要性を認識することができた	A	「笑顔の学校」をスローガンに地域や家庭と連携して進める。家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に、男女共同参画の周知を行う	
			子育て支援課	市内の公民館、幼稚園、保育園、小学校、中学校に家庭教育学級を開設し学習情報の提供を行う リーダー研修会にて、男女共同参画担当者の講話を実施する	・市内全45学級にて、家庭教育学級をのべ347回開催、のべ10,013人が参加した ・9月リーダー研修会にて、幼保小中のリーダー48人に男女共同参画担当者の講話を実施した	・家庭教育について、様々な角度から学ぶために、多様な学級を開催することができた ・リーダーの立場にいる方に、直接男女共同参画について、啓発することができた	B	市内の公民館、幼稚園、保育園、小学校、中学校に家庭教育学級を開設し学習情報の提供を行う リーダー研修会にて、男女共同参画担当者の講話を実施する	
			こども課	園児の使用する教材や道具の色分け等の男女区別を排除することで、間接的に保護者に対し、男女共同参画に対する意識づくりを推進していく	・運動会や発表会など保護者が参画する行事において、男女別の区分を排除することで、間接的ではあるが男女共同参画への意識づくりを推進した ・年3回の幼児学級に両親で参加して頂くよう案内し、子どもとの関わりのついて学ぶ場を設けた	・保育現場での男女共同参画への取り組みは浸透しているため、保護者参画行事等を通じ意識づくりを継続していく	A	園児の使用する教材や道具の色分け等の男女区別を排除することで、間接的に保護者に対し、男女共同参画に対する意識づくりを推進していく	



	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
7	保育士・教職員 に対する啓発・ 研修の充実	男女共同参画を推進する教育の充実に向け、教職員や保育士への研修を行います。	学校教育課	夏休みの期間中、男女共同参画社会の実現に向けて、各学校の教職員を対象に研修会を行う	・男女共同参画社会の実現に向けて、教職員研修会を行い、講師から講話を聞いた	・教育活動全般における配慮事項を確認する機会となり、2学期以降の授業や係活動、行事における指導や見届けの観点が明確にできた	A	夏休みの期間中、男女共同参画社会の実現に向けて、各学校の教職員を対象に研修会を行う	
			こども課	可児市保育協会等で子どもたちの育ちに関する研修会を計画する	・積極的に外部研修への参加を行った ・可児市保育協会では子どもの育ちに関する講演会や研究会を行った(講演テーマ「職員・保護者のメンタルサポートや理解の仕方について」)	・教材の色分けや名簿等、男女共同参画意識は浸透してきている		可児市保育協会等で子どもたちの育ちに関する研修会を計画する	

### 多様な生涯学習の機会の提供

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	男女共同参画に関する出前講座の実施	身近な地域で男女共同参画の視点にたった学習の場を提供するため、出前講座を実施します。	地域振興課	出前講座「生涯学習・楽・学講座」の一講座としてメニューに掲載し、講座の募集を募る	・出前講座「生涯学習・楽・学講座」の一講座としてメニューに掲載し、講座の募集を募った	・講座としてメニューに掲載し、講座の募集を募った(実施1回)	B	出前講座「生涯学習・楽・学講座」の一講座としてメニューに掲載し、講座の募集を募る	
			人づくり課	出前講座「生涯学習・楽・学講座」の実施 男女共同参画に関するDVDの貸出 県制度を利用した一般公開講座の実施	・家庭教育学級リーダー交流会で実施 ・県の制度を利用して、女と男のかがやき講座「まちを守るのは私 突然やってくる災害にそなえて」を行った(10月)	・家庭教育学級リーダー交流会参加者46人に対し、出前講座を実施。女性活躍推進法や可児市の取組について話し、男女共同参画について考えていただく良い機会となった ・県と市が協力し、住民のニーズに応えた講座を開催することで、地域における男女共同参画への気運の醸成、意識の高揚を図った		出前講座「生涯学習・楽・学講座」の実施 男女共同参画に関するDVDの貸出 国・県の制度を利用した一般公開講座の実施	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
2	男女共同参画に関する図書 の充実	男女共同参画に関する図書・映像資料等を収集し、市内の図書館において閲覧・貸出しを行います。また、学校との連携や展示、団体貸出しなどを通じ、より一層の意識啓発に努めます。	図書館	男女共同参画関連資料の収集、展示に努める 「人権読み物」パックの冊数を増やし、展示およびリスト配布により、PRに努める	・新刊の関連資料を108点受入 ・男女共同参画週間のパネル展示において関連図書を約100冊展示(男女共同参画週間展6.22～7.3) ・「人権読み物」パックを3校に貸出した	・関連資料を昨年度より増やすことができた ・「人権読み物」パックのPRに努め、利用を進める	B	男女共同参画関連資料の収集、展示に努める 「人権読み物」パックの冊数を増やし、学校司書と連携しながら利用のPRに努める
3	各種団体・グループ活動への支援	男女共同参画に関して活動する各種団体・グループに対し、情報提供等の活動支援を行うとともに、グループ等のつながりづくり・ネットワーク化を推進します。	人づくり課	男女共同参画に関する各種団体との連携と支援 ・後援や情報提供等を行う ・講座の案内等の配布 ・活動団体、グループの把握	・男女共同参画サロンや、市政資料コーナーにおいて、各種団体の活動情報を提供(チラシ、リーフレット等の設置) ・国際ソロプチミスト可児の支援を受け、サロンカードを作成 ・文化創造センター、福祉センター等に対して、女と男のかがやき講座の案内(チラシ、ポスターの設置依頼)を行った	・NPOセンターに女と男のかがやき講座の案内を送付し、男女共同参画に関する情報を提供した	B	男女共同参画に関する各種団体との連携と支援 ・後援や情報提供等を行う ・講座の案内等の配布 ・活動団体、グループの把握
4	託児サービスの提供	育児期の主体的な学習を支援するため、家庭教育学級、乳幼児学級の活動に対し、託児サービスの提供を行い、子育てサポーターの養成も行います。	子育て支援課	学級生が安心して学習活動が行えるよう、子育てサポーターに登録した人を公民館講座や家庭教育学級で活用する 子育てサポーター養成講座の開催 子育てサポーターの活動をKマナーのポイント付与対象にする	・子育てサポーターに登録した人を乳幼児学級や家庭教育学級で活用 ・託児活動に地域支え愛ポイントを付与 ・子育てサポーター養成講座(全4回)を開催	・子育てサポーター制度の円滑な運営に向けて、依頼から派遣までの活動の流れを定着 ・子育てサポーター養成講座の開催40人受講 ・子育てサポーター活動人数の増加(地域支え愛ポイント付与の影響あり)	B	学級生が安心して学習活動が行えるよう、子育てサポーターに登録した人を公民館講座や家庭教育学級で活用する 子育てサポーター養成講座の開催 地域支え愛ポイント付与対象活動としてのスムーズな運営に努める

基本目標2 政策や方針決定の場での男女共同参画  
 基本課題 (1)政策や方針決定の場への女性の参画の促進  
 市政運営における女性登用の促進

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	審議会等への女性の積極的登用	女性市民委員候補者登録制度の活用を促進し、市の審議会等委員の女性比率を高めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。また、委員の選出にあたっては、公募制の導入や、既成の団体からの登用に限らず幅広く人材の発掘に努めます。	人づくり課	女性市民委員登録制度の活用 女性委員のいない審議会の解消へ担当課への働きかけ	各課の依頼に応じ、情報提供を行い、女性委員の登用に協力した	・28年度情報提供3課 ・女性市民委員候補者登録制度は、庁内に浸透しており、審議会が設置される際には、問い合わせ、照会が増えてきている	B	女性市民委員登録制度の活用 女性委員のいない審議会の解消へ担当課への働きかけ	

具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
			具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1 審議会等への女性の積極的登用	女性市民委員候補者登録制度の活用を促進し、市の審議会等委員の女性比率を高めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。また、委員の選出にあたっては、公募制の導入や、既成の団体からの登用に限らず幅広く人材の発掘に努めます。	各課	<p>女性の積極登用につながる取り組みを実施する</p> <p>【管財検査課】 ・公正入札調査委員会に、女性委員の登用を行う</p> <p>【高齢福祉課】 ・第2層協議体創設。その中で女性の登用を目指す</p> <p>【上下水道料金課】 ・2カ年で委員の委嘱をしているため、欠員で委員を補充する場合には女性委員を登用できるよう推薦団体に働きかける</p>	<p>【管財検査課】 ・公正入札調査委員会委員の改選において、女性委員を0人から2人に増員した(女性委員参画率0% 33.3%)</p> <p>【高齢福祉課】 ・高齢者施策等運営協議会…男性12人、女性0人 ・老人ホーム入所判定委員会…男性5人、女性1人 ・在宅医療・介護連携推進会議…男性21人、女性27人 ・あんしんづくりサポート委員会…男性8人、女性9人</p> <p>【上下水道業務課】 ・推薦団体の役員交替があり、28年度は女性委員が4人から5人に増員した(女性委員参画率33.3% 42%)</p>	<p>【高齢福祉課】 ・平成28年度に新たに設置した「在宅医療・介護連携推進会議」「あんしんづくりサポート委員会」においては、女性比率を高めることができた ・高齢者施策等運営協議会においては、28年度末で任期が満了になるため、市民公募もしくは女性市民委員候補者登録制度を活用する(現時点女性委員0人)</p> <p>【上下水道業務課】 ・29年度は委員の改選期となるため、推薦団体に女性委員の推薦を働きかける ・名簿の活用については、建設系を第一希望者とされている方が少ないため、広く情報を人づくり課に求める</p>	<p>女性の積極登用につながる取り組みを実施する</p> <p>【管財検査課】 ・現在の参画率を維持する</p> <p>【高齢福祉課】 ・高齢者施策等運営協議会において、市民公募もしくは女性市民委員候補者登録制度を活用し、女性委員を登用する</p> <p>【上下水道業務課】 ・29年度は12人中5人の女性委員の構成維持を目指す</p>	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	審議会等への女性の積極的登用	女性市民委員候補者登録制度の活用を促進し、市の審議会等委員の女性比率を高めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。また、委員の選出にあたっては、公募制の導入や、既成の団体からの登用に限らず幅広く人材の発掘に努めます。	各課	<p>女性の積極登用につながる取り組みを実施する</p> <p>【都市計画課】 ・建築審議会の改選を控えているが、女性委員は0人で、かつ全員が充て職、または学識経験者となっており、再任を予定している ・今年度改選の無い他の審議会、協議会について、引き続き、市民委員の女性委員枠を設ける等、積極的な登用を進めて行く</p>	<p>【都市計画課】 ・建築審議会の改選については、女性委員は0人(全員が充て職、または学識経験者となっており、再任となった)</p> <p>【総合政策課】 ・まち・ひと・しごと創生推進会議(委員14人中女性5人)</p> <p>【施設住宅課】 ・市営住宅入居者選考委員会で、女性委員2人を登用した(女性委員参画率0% 15.4%) ・空き家等対策協議会では、女性委員を登用することができなかった</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 ・情報公開/個人情報保護審査会委員の改選(4月)があり、女性委員は2人のまま変更なし ・選挙管理委員会委員の改選(12月)があり、女性委員1人が0人となった</p>	<p>【都市計画課】 ・都市計画審議会・・・委員数15人、女性委員4人(26.7%) ・景観審議委員会・・・委員数15人、女性委員3人(20%) ・可児市地域公共交通協議会・・・委員数20人、女性委員2人(10%) いずれも目標値未満であるが、学識経験者、団体によっては女性の構成員がいないところも多く、選任方法に苦慮している</p> <p>【総合政策課】 ・各分野から代表者を推薦によって、決定しているため、女性比率の向上が難しい</p> <p>【施設住宅課】 ・関係団体に委員の推薦を依頼した際、(関係団体に)該当する女性がいなかった</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 ・情報公開/個人情報保護審査会委員は、自治連会長、弁護士、大学教授、人権擁護委員、市職員OBの5人で、今回の改選で人権擁護委員1人が新任者(女性)となった。弁護士・大学教授(ともに男性)は9期目と長期で、自治連会長も男性であり、人権擁護委員、市職員OBを女性としている ・選管委員は、議会選出のため結果的に女性は選出できなかった</p>	<p>女性の積極登用につながる取り組みを実施する</p> <p>【都市計画課】 ・29年度は景観審議会、都市計画審議会の改選を控えている。市民委員の女性委員枠を設け、積極的な登用を行う ・29度改選の無い他の審議会、協議会についても、積極的な登用を進めて行く</p> <p>【総合政策課】 ・市民委員改選時に、女性市民委員候補者登録制度を活用し、委員の女性比率を高める</p>	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
2	政策の各分野における男女の視点の確保	性別による偏った事務分担の見直しを行い、市のあらゆる政策立案の場において、男女の視点が反映されるように努めます。	秘書課	各職能に求められる資格基準に沿った人事評価を行う 人事評価に応じた昇給・昇格を行う 個人の特性や適性に応じた人事配置を行う 各種計画書策定に女性の意見が反映するよう努める	・能力が発揮できる人事配置となるよう配慮した ・各部署にできるだけ女性を配置するように配慮した ・土木技術職員として女性を採用した	・それぞれの部署で女性が能力を発揮して業務に取り組んでいる ・新たな分野に女性職員の活躍の場が広がった	A	各職能に求められる資格基準に沿った人事評価を行う 人事評価に応じた昇給・昇格を行う 個人の特性や適性に応じた人事配置を行う 各種計画書策定に女性の意見が反映するよう努める	
3	女性職員の意識・能力向上のための研修	女性職員の管理職への意識や能力を高めるような研修を実施し、積極的な参加を促進します。	秘書課	市町村アカデミー等3人 海外研修(とうかい号)1人 自治大学校1人	・女性職員の意識・能力の向上のため、意図的に女性をターゲットとした研修の参加を推進している 市町村アカデミー等5人 海外研修(とうかい号)1人 自治大学校1人	・各業務において、個々の特性を生かし、中心的な役割を担っている	A	市町村アカデミー等5人 海外研修(とうかい号)1人 自治大学校1人	
4	管理職への女性の積極的登用	能力に応じた女性の管理職への登用を促進するとともに、管理職候補者の育成に努めます。また、女性職員の職域の拡大にも努めます。	秘書課	主任主査・主査への昇格意識を向上させ受験を促す	・主査、主任主査への女性職員の受験割合が半数以上であった 主査昇格者4/6 主任主査昇格者8/16 係長昇任者3/13 課長昇任者0/3	・女性の主査、主任主査昇格者割合が多く、今後係長、課長職への昇任者数の増加が期待できる	A	主任主査・主査への昇格意識を向上させ受験を促す	

### 事業者、市民団体等における女性の参画促進

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	事業者に対する女性管理職登用促進	関係機関と連携し、市内の事業者に対して、女性の管理職登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口で備えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・21世紀職業財団による女性管理職登用促進に関する各種セミナーの案内を、ポスターの掲示やチラシの窓口設置により行った。	・他課と協同し、女性管理職登用促進に関する情報提供や啓発を行う	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口で備えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	
2	地域活動などの役員への女性登用促進	自治会等に対して、役職者への女性の登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	地域振興課	自治連絡協議会等を通じて各自治会に対して啓発を行なう	・自治会長に女性が占める割合134自治会のうち、5人(前回3.0% 3.7%)	・役職者への女性の登用促進に関する情報提供や啓発について検討、協議を実施した	B	自治連絡協議会等を通じて各自治会に対して啓発を行なう	

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
3	事業者、市民団体等に対するポジティブ・アクションの情報提供	事業者や自治会等において、女性の管理職や自治会役員への登用が促進されるよう、情報提供や啓発などにより働きかけます。	人づくり課	広報紙、パンフレット等を収集し、ポジティブ・アクションに関する情報提供を実施する	・女と男のかがやき講座(3回)、図書館パネル展などのイベント開催時に情報提供を行った ・HPにて情報提供を行った	・他課と共同し、事業者や自治会等がより理解を深めることができるような情報提供を行う	B	広報紙、パンフレット等を収集し、ポジティブ・アクションに関する情報提供を実施する	

基本課題 (2) 女性のエンパワーメントの支援  
女性の人材育成

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	女性の能力開発のための情報・学習機会の提供	女性の能力開発や必要な技能の習得のため、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	人づくり課	女と男のかがやき講座の開催 ・能力開発や必要な技能の習得につながる内容で開催するNPO等の各種団体が開催する講座等の学習機会の提供	・女と男のかがやき講座を開催 男女共同参画社会の実現のために必要なこと・男女関係(参加者51人) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制(参加者28人) 男女共同参画社会の実現のために必要なこと・家族関係(参加者17人)	・アンケート結果から、どの講座にも多くの方が興味を持って参加され、受講後の感想も「参考になった」と答えられる方が80%を超えている	B	輝ける私の応援講座の開催 ・能力開発や必要な技能の習得につながる内容で開催するNPO等の各種団体が開催する講座等の学習機会の提供	
2	女性市民委員候補者登録制度の活用	女性市民委員候補者の人材情報を個人情報に配慮しながら収集・整理を継続し、情報提供や意見交換会等を実施します。	人づくり課	女性市民委員登録リストの活用 意見交換会の開催と情報提供の実施	・女性市民委員登録希望者をHPで募集。登録者数37人 ・女性市民委員候補者登録名簿の活用について、掲示板にて周知を行った ・女性委員の登用にあたり、3課の依頼に応じ、登録者の情報提供を行った	・女性市民委員候補者登録制度は、庁内に浸透しており、審議会が設置される際には、問い合わせ、照会が増えている。引き続き、HP等で希望者を募集していく	B	女性市民委員登録リストの活用 情報提供や意見交換会等の実施 女性市民委員登録リストの更新	

## エンパワーメントのための情報提供

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	女性の就業に関する情報提供と再就職支援	関係機関との連携のもと、女性の就業に関する相談窓口等の情報提供や、再就職ガイダンス等を開催します。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用して周知、普及を図る 可児商工会議所が実施している企業支援相談を紹介し、女性の就職相談や再就職に伴う支援を行う	・21世紀職業財団などが作成したチラシやパンフレット等を窓口を設置し、女性の就業や再就職に関する情報の提供を行った	・他課と協同し、女性の就職相談や再就職に関する情報提供を行う	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用して周知、普及を図る 可児商工会議所が実施している企業支援相談を紹介し、女性の就職相談や再就職に伴う支援を行う
2	起業に関する情報提供	起業をめざす女性に対して、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	産業振興課	市創業支援事業計画に基づき可児商工会議所が実施している起業支援相談を紹介するとともに、創業セミナーについて後援するほか、広報紙等で関連情報の提供を行う	・市創業支援事業計画に基づき可児商工会議所が実施している「女性起業家セミナー」について後援するとともに、広報紙等で関連情報の提供を行った	・女性企業家セミナー 開催日：28.7.5、12、19 参加者：46人	B	市創業支援事業計画に基づき可児商工会議所が実施している起業支援相談を紹介するとともに、「女性企業化セミナー」について後援するほか、広報紙等で関連情報の提供を行う

### 基本目標3 男女が働きやすい環境の整備

#### 基本課題 (1)ワーク・ライフ・バランスの支援

#### ワーク・ライフ・バランスについての啓発

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	国・県等との連携による両立支援に関する市民への啓発	国・県等関係機関と連携し、就労と家事・育児との両立に関する法律・制度の周知を図ります。	人づくり課	国、県からの情報やパンフレットを収集し、法律・制度の周知を実施する	・国、県等からの資料を市政資料コーナー、男女共同参画サロン、女と男のかがやき講座等で提供 ・HPでは、関連用語の説明を行ったり、国や県等へのリンクを貼るなどし、必要な情報が手に入るよう整備	・講座等の資料に加えるとともに、HPや男女共同参画週間における図書館でのパネル展など、他課と共同し、より市民に身近なところで情報を提供していく	B	国、県からの情報やパンフレットを収集し、法律・制度の周知を実施する
			産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用する。また、企業への配布も行い周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレットを窓口を設置し、制度の普及を図った ・厚生労働省が実施するワーク・ライフ・バランスに関する事業の講師派遣制度を活用して、ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を開催し、就労と家事・育児の両立に関する啓発を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着用する。また、企業への配布も行い周知、普及を図る



	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
2	男性に向けての意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、特に男性の働き方が見直されるよう、広報紙やケーブルテレビ等多様な媒体を活用しながら意識啓発を行います。	人づくり課	多様な媒体を利用した意識啓発 ・HPの作成、FBでの情報発信	・女と男のかがやき講座において、男女共同参画社会の実現のために必要なこと・男女関係の講座を開催(参加者51人)	・男女が性別に関わりなく、思いやりの心を持ち、協力し合っていくことの大切さを認識させる内容で、満足度の高い講座となった	B	多様な媒体を利用した意識啓発 ・HPの作成、FBでの情報発信
3	働き方の見直しに向けた事業者への啓発	関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について事業者に働きかけ、啓発を行います。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口にも備える。また、企業への配布も行い周知、普及を図る	・ポスターの掲示、パンフレット等を窓口にも設置し啓発を行った ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を開催し、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス推進の重要性について啓発を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーを開催し、市内事業所等に向けて働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス推進の重要性について啓発を行う
			人づくり課	ワーク・ライフ・バランスの重要性についての情報提供、研修会の開催	・チラシ等の設置、HPにおける情報提供 ・男女共同参画週間における図書館パネル展での啓発	・市民への啓発に合わせ、事業者に対してもワーク・ライフ・バランスの重要性について効果的に働きかけられるよう、他課と共同して行う	B	ワーク・ライフ・バランスの重要性についての情報提供、研修会の開催

ワーク・ライフ・バランスを推進するための情報提供

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	両立支援のための保育、介護サービスの情報提供	就労と家事・育児・介護との両立を支援するため、保育サービス・介護サービスについての情報提供を行い、適切な利用促進を図ります。	子育て支援課	今後も、きずっナビの残部等を確認しながら増刷を行っていく	・母子手帳交付時及び希望者に対し、きずっナビ等のお知らせを配布した。児童センター・児童館、絆る - むにハローワークのマザーズコーナーに設置されている求人情報誌を設置し、情報提供に努めた	・児童センター・児童館、絆る - むになど保護者が多く集まる場所に求人情報を設置することで、情報を得るだけでなく保護者同士情報交換をしたり、交流したりするきっかけとなった	B	それぞれの状況に応じてサービスの利用が選択できるよう、各種媒体を通じて情報提供に努める
			高齢福祉課	広報やホームページなどで、介護保険制度や介護サービス内容を分かりやすく情報提供していく	・広報やホームページ、対象者への個別通知の際に、介護保険制度や介護サービス内容を分かりやすく情報提供した	・利用者・介護者の視点に立った情報も提供していく必要がある	B	広報やホームページなどで、介護保険制度や介護サービス内容を分かりやすく情報提供していく

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
2	多様な就業形態に関する情報提供	短時間正社員やフレックスタイム制など、生活様式に合わせた多様な就労形態について、市民、事業者に向けて情報提供を行います。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレットを窓口を設置し、制度の普及を図った ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を開催し、多様な就労形態について情報提供を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加え、また、企業への配布も行い周知、普及を図る ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーを開催し、多様な就労形態について情報提供を行う
3	事業者への育児休業・介護休業制度の普及促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加え、また、企業への配布も行い周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレットを窓口を設置し、制度の普及を図った ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を開催し、育児・介護休業制度の普及につながる啓発を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加え、また、企業への配布も行い周知、普及を図る ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーを開催し、育児・介護休業制度の普及につながる啓発を行う
			人づくり課	普及を図るための啓発HPやFB等を利用した情報提供 商工会議所と連携・情報共有	・市政資料コーナー、男女共同参画サロン、女と男のかがやき講座開催時に資料を設置し、啓発を行った ・HPにおいて、育児休業・介護休業の情報提供を行った	・事業者に向けてより効果的に情報提供を行えるよう、他課と共同で行う	B	普及を図るための啓発HPやFB等を利用した情報提供 商工会議所と連携・情報共有
4	育児休業・介護休業制度の利用促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。また市民に向けて、制度の周知に努めます。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレットを窓口を設置し、制度の普及を図った ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を事業者、市民に広く広報して開催し、育児・介護休業制度の普及につながる啓発を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加え、また、企業への配布も行い周知、普及を図る ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーを開催し、介護休業制度の普及につながる啓発を行う
			人づくり課	商工会議所と連携・情報共有HPやFB等の情報を充実し利用促進につなげる情報を提供する	・商工会議所に対し、先進企業を紹介 ・HPでの情報提供	・事業者に向けてより効果的に情報提供を行えるよう、その方法や機会等について検討していく	B	商工会議所と連携・情報共有HPやFB等の情報を充実し利用促進につなげる情報を提供する
5	ファミリー・フレンドリー企業の取組等の情報提供	市内の企業・事業者に対し、ファミリー・フレンドリー企業の普及を図ります。また優良企業について、ホームページ等での紹介を行います。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・厚生労働省等のチラシ、パンフレットを窓口を設置し、ファミリー・フレンドリー企業の取組に関する情報提供を行った	・他課と協同し、ファミリー・フレンドリー企業の取組に関する情報提供を行う	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に加え、また、企業への配布も行い周知、普及を図る

基本課題

(2) 就業の場での男女共同参画の推進

企業・事業者に対する意識啓発

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	就業の場における実態の把握	事業所調査結果を活用し、市内の企業等における女性の雇用と就業実態の把握に努めるとともに、啓発等に活かします。	産業振興課	企業の経営・雇用状況調査を実施し、雇用と就業実態を把握する	・市内企業に雇用と就業実態を含む、景気・雇用動向調査を実施した	・他課と協同し、把握した女性の雇用と就業実態を啓発等に活かす	B	企業の経営・雇用状況調査を実施し、雇用と就業実態を把握する
2	男女雇用機会均等法等の周知	市内の企業・事業者に対し、男女雇用機会均等法の周知を図り、職場における待遇の改善に向けた啓発を行います。また、就業の場における男女共同参画の促進に努めます。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に備えるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレットを窓口に設置し、制度の普及を図った ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する講演会を事業者に広報して開催し、就業の場における男女協同参画の促進につながる啓発を行った	・ワーク・ライフ・バランス推進講演会 開催日：29.1.20 参加者：市内事業所の経営者・人事労務担当者、市民など120人	A	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に備える。また、企業への配布も行い周知、普及を図る ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーを開催し、就業の場における男女協同参画の促進につながる啓発を行う
			人づくり課	パンフレット・チラシ等を設置・配布する HPやFBでの周知、ポスターの展示を行う	・市政資料コーナー、男女共同参画サロン、女と男のかがやき講座開催時にチラシを設置した ・事業者関係の窓口へチラシを設置 ・6月の男女雇用機会均等月間をHPや図書館パネル展でPRした	・事業者に向けてより効果的に情報提供、啓発を行えるよう、その方法や機会等について検討していく	B	パンフレット・チラシ等を設置・配布する HPやFBでの周知、ポスターの展示を行う

多様な就業形態への男女共同参画の取組

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	パートタイム労働法、派遣労働法等の周知	市民、事業者に対し、パートタイム労働者、派遣社員など身分が不安定な労働者の労働環境整備のため関連する法律や制度の周知に努めます。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着けるとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る	・厚生労働省等のパンフレット等を窓口を設置し、労働環境整備に関連する制度の周知を図った	・他課と協同し、労働環境整備に関連する制度の周知を図る	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着える。また、企業への配布も行い周知、普及を図る
2	自営業、農林・商工業等における男女共同参画の推進	自営業、農林・商工業等において、従事する家族が合意してともに経営にあたるように啓発します。家族経営協定については、情報提供を行うとともに、締結への支援を行います。	産業振興課	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着るとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る 総会及び研修会において「家族経営協定」を締結するよう働きかける	・29.3.17の認定農業者連絡協議会研修会において「家族経営協定」の締結を働きかけた	・他課と協同し、制度の周知、普及を推進する	B	ポスターの掲示、パンフレット等を窓口に着るとともに、商工会議所と連携して周知、普及を図る 総会及び研修会において「家族経営協定」を締結するよう働きかける

企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	入札参加資格審査における加点措置の実施	企業・事業者における男女共同参画に関する取組状況を公共事業の入札参加資格審査にあたっての考慮事項とし、加点措置を行います。	管財検査課	引き続き「可児市建設工事入札参加資格者の発注者別評価点に関する要領」に基づき、競争入札参加資格者名簿の格付けにおいて、男女共同参画に関する取組(少子化対策)を行っている事業者に加点措置を行っている	・競争入札参加資格者名簿の建設工事の格付けにおいて、市内登録事業者50社のうち、男女共同参画に関する取組(少子化対策)を行っている事業者36社について加点措置を行った	・本市発注の建設工事において、男女共同参画の取組(少子化対策)が入札に参加する上でインセンティブとなっている。市内建設業者の取組を促すことができるため、継続的に実施する	B	引き続き競争入札参加資格者名簿の建設工事の格付けにおいて、男女共同参画に関する取組を行っている事業者に加点措置を行っている ・29年度は、加点項目を従来の「少子化対策」から「ワーク・ライフ・バランス」に改正し、「住みごこち一番・可児に向けた企業登録制度」による加点に切り替える。また、経過措置として従来の少子化対策の加点も継続する

**基本目標4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践**  
**基本課題 (1)男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり**  
**男女がともに家庭生活を担う意識づくり**

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	男性の家庭生活への積極的参加に向けた意識啓発	男女がともに家族の一員としての責任を持ち、積極的に家庭生活での役割を担うことができるよう、男性への啓発活動や情報提供を行います。	人づくり課	男性の意識を高める内容を取り入れた講座を実施	・女と男のかがやき講座において、男女共同参画社会の実現のために必要なこと・男女関係の講座を開催(参加者51人)	・男女が性別に関わりなく、思いやりの心を持ち、協力し合っていくことの大切さを認識させる内容で、満足度の高い講座となった ・アンケート結果を活かし、男性の意識を高める講座を実施していく	B	男性の意識を高める内容を取り入れた講座を実施
			子育て支援課	家族の誰もが参加しやすい家庭教育学級のあり方を工夫するように働きかける(内容・日程・取り組み方など) 家族で参加できるイベントや活動についての情報を収集し、各種媒体を利用して積極的に提供する	・小学校では夏休みに「親子開催」として、工作・スポーツに関わる講座を開催 ・園では、参観日に合わせて学級を開催 ・在宅型の取り組みを行い、家族でできることを行った ・兼山児童館において、「パパチャイルタイム」として月1回程度土曜日に子どもとその父親を対象に親子あそびを行った	・参観日に合わせての開催は父親の参加が多くなる ・在宅型の取り組みは、働いている父親も母親も自分の時間に合わせて行える内容で、家庭教育についての学びを家族で共有できる ・父親が参加しやすい雰囲気づくりを心がけ、家でもできる親子遊びを行った。父子だけでなく当日来館していた親子にも声をかけ、保護者同士のふれあいの場となった	B	家族の誰もが参加しやすい家庭教育学級のあり方を工夫するように働きかける(内容・日程・取り組み方など) 家族で参加できるイベントや活動についての情報を収集するとともに利用者の事を踏まえた企画を実施し、各種媒体を利用して積極的に広報する
2	介護への理解と情報提供	要望に基づいて介護に関する学習機会を提供し、介護保険の周知を図るとともに各種介護サービスの情報提供を行います。	高齢福祉課	各種団体からの要望に応じて介護保険制度に関する学習機会の提供や情報発信を行なっていく	・28年度は出前講座の依頼が1件あり対応した。その他にも、認知症サポーター養成講座や介護基礎研修会等、市民に対して学習の機会を提供した	・要望に対する講座の件数は少ないが、高齢化が進むにつれ各種研修会等への参加者が増えつつあるので、機会の提供を充実していく必要がある	B	各種団体からの要望に応じた介護保険制度に関する学習機会の提供だけでなく、広く一般市民に対し介護への理解を深めるための情報発信を進める

子育て・介護支援体制の充実

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	多様な子育て支援サービスの充実と情報提供	保護者の就労形態や地域のニーズに応じて、保育園での低年齢児保育、延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の特別保育の充実、また、小学校での放課後児童健全育成事業(キッズクラブ)の充実を図るとともに、情報提供を行います。	こども課	今後も地域の方々と子どもたちが気軽に交流ができる場として、子どもたちの育ちにとって望ましい環境となるような体制作りをしていく	・キッズクラブ利用決定児童数年間累計 通年入室 8,511人 長期休暇入室 4,487人	・キッズクラブを地域の方々と子ども達との交流の場とし、子どもたちの育ちにとって望ましい環境となるような体制を整える ・地域ボランティアの方々の参加が多数だった	B	今後も地域の方々と子どもたちが気軽に交流ができる場として、子どもたちの育ちにとって望ましい環境となるような体制作りをしていく
2	地域における子育て支援の充実	地域子育て支援センターや児童センターを、地域における子育て支援の核となるよう充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の会員を増やすなど拡充を図ります。	子育て支援課	多くの親子が気軽に参加できるよう、絆るーむや公民館で行う地域支援活動の充実化を図る 紙や電子媒体を利用したPRや会員同士の交流の場にも参加していただき周知を図る	・地域子育て支援センターや児童センターにおいて、相談や地域支援活動を含む親子で気軽に参加できる活動を実施した ・ファミリー・サポート・センター、76人が新規に登録、1,322件活動した	・地域子育て支援センターが、地域支援活動として地域公民館等で活動を実施し、気軽に参加いただくことができた ・年々増加する活動件数に対応するため、サポート会員の拡充が必要	B	多くの親子が気軽に参加できるよう、絆るーむや公民館で行う地域支援活動の充実化を図る 子育ての負担軽減を目指し、妊娠中及び第1子の子を持つ母親を中心にPRを図る。また、各種媒体を利用してファミリー・サポート・センターのPRを行い、会員増加を図る

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
3	ひとり親家庭への総合的な支援	児童扶養手当や医療費の助成等による経済的支援をはじめ、就労その他各種の相談や関係機関との連携協力により、総合的な支援を行います。	こども課	高等技能訓練促進費、自立支援給付金の支給 家庭相談員による相談対応のほか、ひとり親家庭情報交換事業を開催し、ひとり親家庭の情報交換や相談の機会を作り、自立への誘導を行い安定した生活の確保を支援する	・高等職業訓練促進給付金人数10人 ・ひとり親情報交換事業開催回数6回	・児童扶養手当による経済的支援、高等職業訓練促進給付金の支給による資格取得を図り、正社員への就労を支援をした。また、家庭相談員によるきめ細かい対応により自立への誘導を行い安定した生活の確保を支援することができた	A	高等職業訓練促進給付金、自立支援給付金の支給 家庭相談員による相談対応のほか、ひとり親家庭情報交換事業を開催し、ひとり親家庭の情報交換や相談の機会を作り、自立への誘導を行い安定した生活の確保を支援する
			福祉課	児童扶養手当の支給 福祉医療費の助成 母子家庭等、父子家庭(18歳までの児童とその親)に対し、福祉医療費の助成を継続して実施する	・児童扶養手当による経済的支援を行った ・母子家庭等、父子家庭(18歳までの児童とその親)に対し福祉医療費の助成を継続して実施した	・児童扶養手当 支給人数 672人 支給額 328,377,690円 ・母子家庭等 対象人数 2,172人(月平均) 支給件数 29,121人 支給額 71,304,648円 ・父子家庭 対象人数 171人(月平均) 支給件数 1,746件 支給額 4,622,407円	A	児童扶養手当の適正な支給 福祉医療費の助成 母子家庭等、父子家庭(18歳までの児童とその親)に対し、福祉医療費の助成を継続して実施する
4	家事や子育て、介護に関する相談体制の充実	保健センターや子育て支援センター、児童センター、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、民生委員児童委員、主任児童委員等における相談活動を通じ、家事や子育て、介護に関する精神的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	児童センター・児童館において、子育てパートナーを配置し気軽に相談を受け付けることのできる体制を整える	・子育てパートナー相談受付件数 帷子児童センター 307件 広見児童センター 232件 桜ヶ丘児童センター 159件 兼山児童館 141件	・気軽に相談できる体制づくりに努め、多くの方に利用していただくことができた	B	子育ての悩みや内容に応じ、いつでも気軽に相談できる体制を整え、子育て等における不安軽減を図る
			こども課	より長く利用できるよう子育てサロンのPRを1歳6か月児健診から4か月児健診に変更しPRを強化する	・子育てサロンのPRを4か月児健診に変更し、周知した	地域の子育てサロンは常に相談しやすい雰囲気づくりに心がけ、多くの幼児親子が利用した	B	より長く利用できるよう子育てサロンのPRを4か月児健診にし、子育てについて相談しやすい場を提供する
			健康増進課	7か月児相談実施(1回/月) こども相談(1回/月) 2歳3か月児はみがき相談(1回/月) 離乳食相談(2回/月)	・7か月児相談実施 12回実施 450人 ・こども相談 12回実施 1,057人 ・2歳3か月児はみがき相談 12回実施 135人 ・離乳食相談 24回実施 785人	・保健師・栄養士・歯科衛生士が乳幼児相談を実施し、子育て中の保護者の方の不安や心配を軽減し子育ての支援をすることができた	B	7か月児相談実施(1回/月) こども相談(1回/月) 2歳3か月児はみがき相談(1回/月) 離乳食相談(2回/月)

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
4	家事や子育て、介護に関する相談体制の充実	保健センターや子育て支援センター、児童センター、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、民生委員児童委員、主任児童委員等における相談活動を通じ、家事や子育て、介護に関する精神的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課	地域包括支援センターで高齢者、介護等の相談に応じるもの忘れ・困りごと相談会の開催(各地域包括支援センター毎に月1回 会場:公民館等)	・市内5カ所の地域包括支援センターで、介護に関する相談に応じた ・もの忘れ・困りごと相談会を各地域で述べ64回開催し、87件の相談があった ・新規事業として、MCI(軽度認知障害)予防講座・個別相談を5会場で開催し、講座受講者275人、個別相談16人があった	・もの忘れ・困りごと相談の一回あたりの平均相談者は1.4人、MCI(軽度認知障害)予防講座・個別相談では、3.2人であった。高齢者の相談の場を、各地域の参加しやすい場所で、効率的に開催していく必要がある	A	地域包括支援センターを5ヶ所から6ヶ所に増設し、高齢者、介護等の相談に応じる高齢者が利用しやすい会場で、もの忘れ・困りごと相談を開催し、相談体制の充実を図る
			福祉課	障がい者生活支援センター障がいのある方の自立と社会参加の促進を支援していく 民生児童委員(主任児童委員)による相談・支援 ・日ごろの見守り・訪問活動を通して、地域住民の相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなく ・主任児童委員が中心となって、地域と連携しながら子育てサロンを実施する	障がい者生活支援センター ・在宅障がい者の地域生活の拠点として、相談支援、コミュニケーション支援の実施、講座・教室等開催などを行い、障がい者の在宅での生活を支援した 民生児童委員(主任児童委員)による相談・支援 ・相談の実施843件、軽易な日常生活支援294件 ・見守り訪問時に振り込め詐欺、熱中症予防などの注意喚起 ・子育てサロンの開催10カ所、のべ109回、延利用者4,186人	障がい者生活支援センター ・各種社会参加教室への参加や相談のために、センターにのべ1,938人が訪れ、障がい者の在宅での生活を支援した 民生児童委員(主任児童委員)による相談・支援 ・日ごろの見守り・訪問活動を通して、地域住民が抱える悩みや心配事などの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだほか、適宜福祉サービスなどの情報を提供し、市民生活を支援した。今後も民生児童委員を地域の身近な相談役として周知していく必要がある ・子育てサロンは、市内で10カ所で行われている。子育ての悩みの相談、交流の場として子育て家庭を支援した。今後もサロン活動を通して地域で子育てに関わっていく機運を高めていくことが重要である	A	障がい者生活支援センター障がいのある方の自立と社会参加の促進を支援していく 民生児童委員(主任児童委員)による相談・支援 ・日ごろの見守り・訪問活動を通して、地域住民の相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなく ・主任児童委員が中心となって、地域と連携しながら子育てサロンを実施する



基本課題

(2)地域社会での男女共同参画の推進  
地域における男女共同参画の意識づくり

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	地域における固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発	自治会等への情報提供や出前講座等の実施を通じ、性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発を行います。	地域振興課	自治連絡協議会等を通じて各自治会に対して啓発を行なう	・各自治会に対する啓発について検討、協議を実施した	・性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発活動について検討、協議を実施した	B	自治連絡協議会等を通じて各自治会に対して啓発を行なう

地域における男女共同参画に向けた支援

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	男女共同参画を促進する子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体への支援	子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう助成金に関する情報提供や、相談等の支援を行います。	地域振興課	まちづくり活動助成金 地域の活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう、まちづくり活動助成金により支援していく	・まちづくり活動助成事業を通じて、子育て世代の支援や地域の活性化に資する地域団体に対し、活動助成金を交付した	・資金的な支援については市が実施し、相談等の支援についてはかにNPOセンター(指定管理)を通じて実施することができた	B	まちづくり活動助成金 地域の活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう、まちづくり活動助成金により支援していく
2	防災活動、環境保全活動、まちづくり等の分野における男女共同参画の促進	地域活動の活性化に向け、防災活動、環境保全活動、まちづくり等の各分野において男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。	防災安全課	市民参加による水防訓練、防災訓練の実施 地域防災力向上に向けた啓発活動の継続実施	・市民参加による水防訓練(6.5、参加者1,369人)、防災訓練(9.4、参加者約14,485人)を実施した ・自治会や各種団体を対象とした出前講座(年度中に9回)などにより、防災意識の啓発に取り組んだ		A	市民参加による水防訓練、防災訓練の実施 地域防災力向上に向けた啓発活動の継続実施
			環境課	第17回 可児市環境フェスタ 環境パートナーシップ可児 里山案内人講座	・29.2.26に第17回環境フェスタを実施した ・里山案内人講座を実施した	・第17回環境フェスタ 1,400人 ・里山案内講座59人(初級21人、中級8人、上級30人)	B	第18回 可児市環境フェスタ 環境パートナーシップ可児 里山案内人講座

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
2	防災活動、環境保全活動、まちづくり等の分野における男女共同参画の促進	地域活動の活性化に向け、防災活動、環境保全活動、まちづくり等の各分野において男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。	地域振興課	桜ヶ丘ハイツまちづくり協議会の活動に対して、補助金交付や原材料支給等を行い支援する	・桜ヶ丘ハイツまちづくり協議会の活動に対して、活動補助金の交付や原材料支給、講演会の講師謝礼など支援を実施した	・市がまちづくり協議会として認定しているのは桜ヶ丘ハイツまちづくり協議会のみであり、現状としては、特定の団体のみに支援を実施している状況である	B	桜ヶ丘ハイツまちづくり協議会の活動に対して、補助金交付や原材料支給等を行い支援する
3	女性の視点を反映した防災計画の見直し	防災会議で女性委員を登用し、地域防災計画の見直しを行います。また防災計画に基づいた各種マニュアル・手引書等作成時には男女共同参画の視点を配慮します。	防災安全課	会議における女性委員の登用 地域防災計画及び各種マニュアルの必要に応じた作成・見直し	・28年度は防災会議を開催するほどの見直し作業等を行わなかった		C	会議における女性委員の登用 地域防災計画及び各種マニュアルの必要に応じた作成・見直し
4	地域の防災活動の推進	男女や年齢に関係なく、地域の防災活動への幅広い参加を呼びかけます。	防災安全課	防災リーダー養成講座の実施	・地域の防災リーダー育成を目指し、講座を開講。37人(うち6人が女性)が受講した		B	防災リーダー養成講座の実施

## 基本目標5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援

### 基本課題 (1)男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり

#### 自立して生活できる環境づくり

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	健康増進・介護予防のための支援	生涯を通じて生活機能を維持しながら自立して生活できるよう、介護予防の知識の普及と、効果的な介護予防事業の提供を行います。	高齢福祉課	高齢者の団体等に対して介護予防教育を行う 認知症サポーター養成講座を開催し認知症の予防を含めた知識の普及を行う。夜間・休日の講座開催、企業、学校関係での開催への働きかけを行う	・高齢者を対象に、認知症予防教室を開催し、27人の参加者があった ・認知症サポーター養成講座を、41回開催し、1,294人の認知症サポーターを養成した	・教室終了後、広見地区で、継続した教室が開催されることとなり、地域での新しい介護予防の場ができた ・認知症サポーター養成講座を夜間や休日開催することや各種団体へ開催の依頼をすることで多くの認知症サポーターを養成し、認知症の知識を普及することができた	A	認知症予防と口腔機能改善のため専門職を地域に派遣した教室を継続開催する。また、公民館や地縁組織・サロンにて開催を予定する介護予防教室を実施する。開催終了後は同教室を地域主体で継続開催されるよう支援を実施する
			健康増進課	食生活改善推進協議会と連携し高齢者を対象とした栄養教室を開催(7会場)	・食生活改善推進協議会と連携し、高齢者を対象とした栄養教室を9会場で実施した。97人	・食生活改善推進協議会と連携し、「シニア世代の健康な食事」「低栄養」について伝達講習会を実施し、シニア世代へ食の必要性を啓発することができた	B	高齢者サロンへの出張講話を実施し、介護予防に関して食の知識の普及を実施する

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
2	地域における高齢者への見守り	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における自主的な支えあい活動等を支援し、相互に助け合える地域福祉活動を推進します。	福祉課	<p>地域の見守りの普及・推進 地域の見守り活動の普及・推進を図るため、協力者・協力事業者等の担い手を確保するとともに、見守りによって発見した要支援者を適切に支援につなげる</p>	<p>・地域福祉協力者の登録は61自治会、363人。地域で導入に向けた説明会を開催した。また、活動を活性化するための地域の懇談会に参加した ・地域見守り協力事業者の登録は68事業所、1団体。通報を受け、適宜対応した。通報に係るマニュアルをリニューアルし協力事業者へ配付した ・見守り活動について、広報に掲載して普及推進の必要性をPRした</p>	<p>・地域福祉協力者については、地域住民が互いに支え合う地域福祉の基礎的な取り組みとなっている。地域によって温度差はあるが、地域で主体的に継続して取り組んでいけるように働きかけていく必要がある ・地域見守り協力事業所については、多くの目で地域の見守りが可能となっている。今後も多種多様な事業者等の参加を働きかけていく必要がある</p>	A	<p>地域の見守りの普及・推進 地域の見守り活動の普及・推進を図るため、協力者・協力事業者等の担い手を確保するとともに、見守りによって発見した要支援者を適切に支援につなげる</p>	
			高齢福祉課	<p>老人クラブ運営補助事業の実施 地域支え合い活動助成事業の実施 シルバー人材センター運営補助事業の実施</p>	<p>・老人クラブ運営として21クラブに補助金を交付した ・可児市健友連合会の運営に対し、補助金を交付した。会員数1,440人 ・地域で支え合い活動を実施する団体(サロン17、生活支援5、見守り2)に対し、補助金を交付した ・シルバー人材センターに運営補助金を交付した(受託件数4,843件就業延人員56,503人、会員数980人)</p>	<p>・地域での支え合い活動団体も年々増えているが、地域によって偏りがある ・地域性はあるものの10年後を見据えた、支え合い活動の必要性を地域に向けて発信する必要がある</p>		A	<p>老人クラブ運営補助事業の実施 地域支え合い活動助成事業の実施 シルバー人材センター運営補助事業の実施</p>
3	高齢者の人権擁護	<p>高齢者に対する虐待の防止や早期発見のため啓発事業の実施や、関係機関が連携し、特に女性の被害が多い現実を踏まえながら、性別にかかわらず、被害者への支援を行います。</p>	高齢福祉課	<p>講演会を開催し、関係機関・一般市民に対して、権利擁護に関する啓発を行う</p>	<p>・権利擁護啓発に関する講演会を開催し、91人の参加者があった</p>	<p>・権利擁護啓発に関する講演会の、約3割が一般市民の参加であった。また、講演会終了後、同講師による講演会を、地域で開催され、一般市民への高齢者の人権擁護の普及啓発が実施できた</p>	A		<p>高齢者の権利擁護に関する普及啓発を継続して行う ・講演会の開催 ・サロン等への出張講話</p>

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
4	相談や支援体制の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者や介護に関する相談・支援体制の充実に努めます。また、関係機関との連携を図り、介護が必要な高齢者への介護サービスの提供を行います。	高齢福祉課	地域包括支援センターで高齢者、介護等の相談に応じる認知症カフェの開催(3回)もの忘れ・困りごと相談会の開催(各地域包括支援センター毎に月1回 会場:公民館等)	・認知症カフェの開催 8カ所で認知症カフェが開催され、延べ448人の参加者があった ・もの忘れ・困りごと相談会を各地域で述べ64回開催し、87件の相談があった ・新規事業として、MCI(軽度認知障害)予防講座・個別相談を5会場で開催し、講座受講者275人、個別相談16人があった	・喫茶店・グループホームで認知症カフェを開催することができた ・もの忘れ・困りごと相談の一回あたりの平均相談者は1.4人、MCI(軽度認知障害)予防講座・個別相談では、3.2人であった。高齢者の相談の場を、各地域の参加しやすい場所で、効率的に開催していくことが必要である	A	地域包括支援センターを5カ所から6カ所に増設し、高齢者、介護等の相談に応じる高齢者が利用しやすい会場で、認知症カフェ、もの忘れ・困りごと相談を開催し、相談体制の充実を図る
5	高齢者の生きがいづくりへの支援	男女がともに高齢になっても、地域社会の一員として、自らの生きがいのある人生をめざし、各種講座や高齢者大学を活用しながら学習したり、社会参加することを支援します。	地域振興課	高齢者への学習機会を提供するため、高齢者大学において各種講座を開設する	・概要欄に記入した趣旨に沿って、高齢者大学講座(全9回)を開催した	・高齢者にふさわしい教養と、社会的能力を高めるための場を提供することができた。今後も各種講座を開設していく	B	高齢者への学習機会を提供するため、高齢者大学において各種講座を開設する

### 介護サービスの充実

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	介護サービスの充実	介護の負担を女性に集中することなく、介護を担う人が社会の支えを十分に得ながら介護をできるよう、各種サービス等の充実を図ります。	高齢福祉課	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設整備 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設 の事業者公募を実施	・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの事業所の公募を実施し、29年度に事業所を整備する事業者を選定した なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については事業予定者を決定したが事業者の都合で取り止めとなった	・計画に基づく介護サービス事業所の整備予定事業者が選定できた ・介護サービス事業所の充実に対して、近年、介護サービス事業所で勤務する介護職員の人材確保が課題となっている	B	事業予定選定者(2事業者)による地域密着型サービス事業所の整備を進める 各種サービスの充実を図るため、第7期介護保険事業計画の策定を進める

基本課題

(2) 女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり  
心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育

	具体的施策	概要	担当課	平成27年度			評価	平成28年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の概念が定着するよう、機会をとらえて啓発を行います。	健康増進課	マタニティサロン12回 マタニティサロン(実習編)4回 母子健康手帳交付時衛生教育(50回) ベビークラス(4回) アフターピクス(6回)	・マタニティサロン12回計230人 ・マタニティサロン(実習編)4回計38人 ・母子健康手帳交付時衛生教育 47回 ・ベビークラス4回計88人 ・アフターピクス6回計105人	・母子手帳交付時から、集団の衛生教育や個別面談を実施し情報提供や知識の普及を実施した。また各教室においても知識の普及や不安の軽減となるよう実施した	B	マタニティサロン12回 マタニティサロン(実習編)4回 母子健康手帳交付時衛生教育(50回) ベビークラス(4回) アフターピクス(6回)	
			人づくり課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及 ・啓発文書の設置、配布 ・HPの情報の充実	・市政資料コーナーへ啓発文書の設置	・啓発の手段や機会について、他課と共同し、より効果的な方法を検討していく		リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及 ・啓発文書の設置、配布 ・HPの情報の充実	
2	女性の健康をおびやかす問題に関する知識の普及と啓発	HIV/エイズ、性感染症に対する正しい知識を持ち、感染を予防することができるよう、パンフレット等による啓発や相談の充実を図ります。また、性差に基づいた医療(性差医療)に関する理解が深まるよう、啓発や情報提供を行います。	健康増進課	マタニティサロン12回 マタニティサロン(実習編)4回	・マタニティサロン12回230人 ・マタニティサロン(実習編)4回38人	・マタニティサロンの実施により仲間づくりの場となり、心配や不安の軽減になるとともに、知識の啓発や情報提供を行った	B	マタニティサロン12回 マタニティサロン(実習編)4回	

心と身体の健康づくりに関する支援

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	心の健康の保持増進	ストレスなどの日常生活上の精神的不安に対し、県等との連携のもと、専門家による相談体制を整備します。	健康増進課	福祉課と連携し、年間を通じて個別相談に応じる	・精神保健福祉相談への参加5回 ・精神保健に関する相談件数7件	・妊産婦や成人・高齢者等のメンタルヘルスについて、こども課や福祉課と連携を図りながら対応している。今後も福祉課を中心に連携を図りながら対応していきたい	B	福祉課と連携し、年間を通じて個別相談に応じる
			福祉課	福祉相談会の実施 心の病気に関する悩みや、ストレスなどの日常生活上の精神的不安がある方に対し、専門家による精神保健福祉相談会(毎月第2・4水曜日)を継続して実施する	・福祉相談会を19回開催し、相談への傾聴、アドバイス等を行った。また、相談会以外でも福祉課の窓口等において、精神的な悩みやストレスへの対処についての相談に応じた	・精神障がい及びその疑いのある者の早期発見・早期治療の促進、市民の精神的健康の保持増進に寄与している	A	福祉相談会の実施 ・心の病気に関する悩みや、ストレスなどの日常生活上の精神的不安がある方に対し、専門家による精神保健福祉相談会(毎月第2・4水曜日)を継続して実施する
2	妊娠、出産に関する保健対策・健康支援対策	安心して妊娠・出産ができるよう支援するため、健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導などの母子保健サービスを充実します。	健康増進課	妊婦一般健康診査 妊婦歯科健康診査 新生児・乳幼児家庭訪問 産前訪問 乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査	・妊婦一般健康診査 12,015件 ・妊婦歯科健康診査 207人 ・新生児・乳幼児家庭訪問 新生児訪問 555件 乳幼児訪問 246件 ・乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査 2,569人	・安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊婦一般健康診査14回分、妊婦歯科健康診査1回分を実施した。またハイリスク妊婦については保健師・助産師による産前訪問を実施し、産後の支援につなぐことができた	B	妊婦一般健康診査 妊婦歯科健康診査 新生児・乳幼児家庭訪問 産前訪問 乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査
3	女性特有のがん検診の充実	がん検診についての普及啓発や受診体制の整備により受診を促進します。	健康増進課	女性特有のがん検診推進事業を継続実施する (乳がん検診・子宮頸がん検診)	・乳がん検診 3,283人 ・子宮頸がん検診 3,673人	・無料クーポン対象年齢が縮小されたが、昨年に比べ受診者数は増加した。これからも検診の必要性を周知し、受診者数の増加を図るとともに、がん予防に関する普及啓発を強化したい	B	女性特有のがん検診推進事業を継続実施する (乳がん検診・子宮頸がん検診)

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
4	健康について気軽に相談できる体制づくり	ライフステージごとに必要な健康の保持・増進のための情報提供や相談体制について充実を図ります。また、更年期の健康問題など、性差に応じた相談・支援を充実します。	健康増進課	健康フェアにおける各種健康づくり情報の発信 28.10.15(土)～16(日) 成人定期健康相談の実施 運動普及推進員による健康づくりのための活動 食生活改善推進員による食生活改善活動	健康フェアにおける各種健康づくり情報の発信 28.10.15(土)～16(日) 総入場者数9,000人 成人定期健康相談 345人 運動普及推進員による健康づくりのための活動 24回996人 食生活改善推進員による地域での伝達活動 78回2,969人	来場者に健康づくり意識の普及啓発を図ることができた 定期健康相談の利用者数は昨年比で増加した 運動普及推進員による活動により、健康づくりのための運動の普及啓発を図ることができた 食生活改善推進員による各地区での食育推進により多くの市民の方に食に関する知識の普及を図ることができた	B	健康フェアにおける各種健康づくり情報の発信 29.10.14(土)～15(日) 成人定期健康相談の実施 運動普及推進員による健康づくりのための活動 食生活改善推進員による食生活改善活動	
5	生活習慣病予防・介護予防対策	各種健(検)診及び特定健診、特定保健指導の実施等を通じ、生活習慣病や健康障害の発生を予防します。	健康増進課	骨粗しょう症予防検診 40歳～70歳の5歳ごとの指定年齢女性に実施 予定600人 歯周病予防検診 20歳～70歳の5歳ごとの指定年齢に実施 予定1,300人 特定健康診査及び特定保健指導 予定6,000人 国民健康保険加入者を対象に実施 受診者のうち特定保健指導が必要な者に対し保健指導を実施	骨粗しょう症予防検診 606人 骨粗しょう症予防教室 37人 歯周病検診 1,248人 特定健康診査 5,781人 特定保健指導 268人	骨粗しょう症予防検診は昨年比で増加した。また、検診の事後指導の場として骨粗しょう症予防教室を開始した 歯周病検診は対象年齢を20歳まで拡大し、若い世代から口腔ケアの必要性をPRできた 特定健康診査は前年に比べ、76人増加し、受診率も31.6%に上昇した。未受診者に対する受診勧奨が成果を上げたと思われる。今後も健診に関する普及啓発を行っていきたい	B	骨粗しょう症予防検診 40歳～70歳の5歳ごとの指定年齢女性に実施 予定650人 骨粗しょう症予防教室 55歳以上の女性を対象に実施 予定50人 歯周病予防検診 20歳～70歳の5歳ごとの指定年齢に実施 予定1,300人 特定健康診査及び特定保健指導 予定6,000人 国民健康保険加入者を対象に実施 受診者のうち特定保健指導が必要な者に対し保健指導を実施	

基本目標6 男女間の暴力の防止と被害者の支援(DV対策基本計画)

基本課題 (1)DVを許さない・見逃さない地域社会づくり

市民等への啓発・教育の推進

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	市民等への啓発・教育の推進	男女間のあらゆる暴力を防止するため広報かみやホームページ、街頭啓発、講座の開催等により、正しい知識の普及を図り、暴力は明らかな人権侵害であるとの認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりを進めます。	こども課	地域情報誌「かにさんくらぶ」への啓発記事掲載 岐阜オレンジリボンたすきりレーへの参加	・女性に対する暴力をなくす運動(11.12~11.25)において児童虐待防止啓発とあわせて地域情報誌「かにさんくらぶ」への啓発記事を掲載した	・地域情報誌「かにさんくらぶ」への掲載、街頭啓発により、正しい知識の普及推進を図ることができた	A	広報かみに掲載し、啓発を行う 岐阜オレンジリボンたすきりレーへの参加	
			人づくり課	男女共同参画サロンや講座の開催時の情報提供 HPやFBを活用し、情報を提供し、正しい知識の普及を図る啓発パネル展示(図書館)	・女と男のかがやき講座(3回)開催時や、男女共同参画サロンでの情報提供 ・男女共同参画週間及び人権週間において図書館でのパネル展を実施	・パネル展示において、啓発内容に沿った図書等をあわせて紹介・貸出し、正しい知識の普及を図った		B	男女共同参画サロンや講座の開催時の情報提供 HPやFBを活用し、情報を提供し、正しい知識の普及を図る啓発パネル展示(図書館)

デートDV防止に向けた教育の推進

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	デートDV防止に向けた教育の推進	教育現場と連携し、若年層に向けたデートDV講座等を開催し、デートDVについての意識啓発と予防及び防止に努めます。	人づくり課	教育現場との連携、情報共有を図る 意識啓発副読本への掲載 講座、広報、啓発の実施	・教育委員会へ情報提供を行い、情報共有を図った ・HPにおける情報提供の実施 ・デートDVについて掲載された、意識啓発副読本を中学3年生に対し配布 ・図書館パネル展での啓発	・デートDVについての意識啓発に加え、加害・被害者となってしまう場合の相談窓口の案内等もあわせて行っていく	B	教育現場との連携、情報共有を図る 意識啓発副読本への掲載 講座、広報、啓発の実施	
			学校教育課	性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導する。養護教諭との連携による指導を工夫する	・性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導した。養護教諭との連携による指導を工夫した	・保健体育の時間に加え、「いのちの授業」において、自分と同じように愛されて生まれてきている人に対してどのように接するべきか考えることができた		A	性教育、人権尊重、男女平等の精神は保健体育や特別活動の年間指導計画に位置づけて指導する。養護教諭との連携による指導を工夫する



基本課題

(2)安心して相談できる体制の整備  
相談体制の充実・相談窓口の周知

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	安心して相談できる体制づくり	DV被害者が潜在化しないよう女性相談や男女共同参画サロン(悩み相談、法律相談)等様々な相談窓口・機会を提供し、被害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。また、外国人被害者については、通訳によりきめ細かな相談対応に努めます。	こども課	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、相談窓口の周知に努める 外国人被害者については通訳と連携しきめ細かな相談対応に努める	・11.15可児駅前で女性相談のしおり等を配布し、啓発活動を行う ・DV相談のべ件数313件 ・外国人の相談者が増加しているが、通訳と連携し、対応できた	・男女共同参画サロンや外部の相談機関などを相談者の状況に応じて紹介し、細かな対応ができた	B	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、相談窓口の周知に努める 外国人被害者については通訳と連携しきめ細かな相談対応に努める
			人づくり課	安心して相談できる体制の案内・周知 こども課相談員等との連携・情報共有 外国人通訳の派遣	・広報やHPで男女共同参画サロン(悩み相談・法律相談)の周知を行った 【28年度】 悩み相談35件、法律相談50件 ・こども課相談員等と連携し、相談につなげた	・こども課相談員からの紹介などもあり、相談窓口は浸透してきている ・市の相談窓口だけではなく、関連団体の相談窓口等についても情報提供を行っていく	B	安心して相談できる体制の案内・周知 こども課相談員等との連携・情報共有 外国人通訳の派遣
2	相談窓口の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、効果的な啓発方法を工夫して相談窓口の周知に努めます。	こども課	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、相談窓口の周知に努める	・市ホームページや地域情報誌「かにさんくらぶ」において相談窓口を周知した	・相談窓口が周知されてきたことで、ひどい暴力が起きる前に、早めに相談に来る方が増え、未然に防ぐことにつながっている	A	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、相談窓口の周知に努める
			人づくり課	様々な機会や媒体を活用し、被害が潜在化しないよう相談窓口の周知を図る	・広報やHP、サロンカードなどにより男女共同参画サロン(悩み相談・法律相談)の周知を行った ・こども課窓口での相談から悩み相談等の相談窓口へとつなげた ・女と男のかがやき講座開催時にチラシ等を設置	・こども課相談員からの紹介などもあり、相談窓口は浸透してきている ・市の相談窓口の周知だけではなく、関連団体の窓口の紹介など、相談者の選択肢を広げられるようにしていく	B	様々な機会や媒体を活用し、被害が潜在化しないよう相談窓口の周知を図る

## 相談員の資質の向上と二次的被害の防止

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	相談員の資質の向上	各種研修会、講演会への参加や専門家による助言・指導を通じて、専門知識や技能の習得を図るとともに、実務の中で支援方針や加害者対策の検討を行い、個別事情に応じて適切に指導・助言できるよう資質向上に努めます。	こども課	各種研修会等に積極的に参加するなどして、家庭相談員のスキルアップを図る	・近年の相談内容は、複雑で多様化してきているが、実務の中で支援方針や加害者対策の検討を行い、ケースごとに適切な指導・助言できるよう、家庭相談員は各種の専門研修を受講し、資質の向上に努めた	・家庭相談員が研修や会議を通してスキルアップを図っていることで、複雑で多様化したケース対応に生かしている	A	各種研修会等に積極的に参加するなどして、家庭相談員のスキルアップを図る
2	二次的被害の防止	被害者心理についての理解不足による二次的被害を防止するため、相談機関・支援職員のためのマニュアル・手引書等を作成し、関係機関に周知して理解と協力を求めます。	こども課	二次的被害について、内閣府及び岐阜県作成のマニュアルに基づき、相談機関・支援職員に周知する	・内閣府及び岐阜県作成のマニュアルに基づき、相談機関・支援職員に周知した	・複雑で多様化するケースに対応し、二次被害を防止することができた。また、関係機関に対しても周知することができ、被害の拡大をとめることができた	A	二次的被害について、内閣府及び岐阜県作成のマニュアルに基づき、相談機関・支援職員に周知する

### 基本課題

#### (3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

##### 迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	迅速・円滑な一時保護の実施	警察や県女性相談センター、民間機関等との連携を強化し、被害者の安全確保を最優先して迅速・円滑な一時保護を実施します。また、支援に関わる関係者間の情報共有は必要最小限の範囲にとどめ、適切に管理します。	こども課	警察署、女性相談センターと連携し、緊急一時保護、施設入所等の支援を迅速、円滑に実施する 被害者情報の管理に万全を期すため、支援に必要な最小限の範囲で関係機関の情報共有を図る	・一時保護人数4人 ・施設入所者数2人	・警察や県女性相談センターと連携し、被害者の安全確保を最優先して迅速・円滑な一時保護を実施した。また、支援に関わる関係者間の情報共有は必要最小限の範囲にとどめ、適切に管理をした	A	警察署、女性相談センターと連携し、緊急一時保護、施設入所等の支援を迅速、円滑に実施する 被害者情報の管理に万全を期すため、支援に必要な最小限の範囲で関係機関の情報共有を図る

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
2	被害者情報の適正管理	被害者の住所等が加害者に知られることのないようDV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、関係課が連携し、被害者情報の適正管理を図ります。	市民課	被害者の住所等が加害者に知られることのないようDV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置対象者について、随時関係課へ情報提供し、被害者情報の適正管理を図る	・24件新規登録 ・関係各課だけではなく他市町村とも連携を図っている	・関係課へ情報を提供し、住所等が加害者に知られないよう徹底を図った ・継続が必要か本人に意思確認をしている	B	被害者の住所等が加害者に知られることのないようDV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置対象者について、随時関係課へ情報提供し、被害者情報の適正管理を図る	
			こども課	DV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、市民課と連携し、被害者情報の適正管理を図る	・DVスト - カー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、市民課と連携し、被害者情報を適正に管理した	・被害者情報を適切に管理できたため、二次被害を防止することができた		A	DV、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、市民課と連携し、被害者情報の適正管理を図る

### 被害者の自立支援

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度	
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規	
1	DV被害者の自立支援	被害者の個別状況を十分理解し、心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう他自治体等との連携を図り、住宅の確保や就労支援、各種手続き支援に努めます。	こども課	支援者側の理想の姿を押し付けず、各種の情報提供を行い当事者が自ら選択していけるように支援していく 被害者の個々の事情に配慮し、ニーズを的確に把握して、きめ細かな支援を行う	・被害者の個別状況を丁寧に聞き取りし、本人の意思を尊重した支援を行った。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう、各種情報提供や手続きの支援を行った	・被害者の置かれている状況に合わせ、きめ細かい支援者援助を行い就労支援や施設入所、転出手続き、入園、法律相談、安全確保に努めたため、早期の自立につながった	A	支援者側の理想の姿を押し付けず、各種の情報提供を行い当事者が自ら選択していけるように支援していく 被害者の個々の事情に配慮し、ニーズを的確に把握して、きめ細かな支援を行う	

基本課題 (4)関係機関との連携  
関係機関との連携

	具体的施策	概要	担当課	平成28年度			評価	平成29年度
				具体的な計画 継続 新規	実績	成果(効果)・課題		具体的な計画 継続 新規
1	DV被害者支援に関わる関係機関との円滑な連携強化	可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において、被害者支援についての協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	こども課	可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において、DVケースの支援に係る情報共有と連携強化を図る	・可児市要保護児童対策及びDV防止対策会議 代表者会議 1回 実務者会議 2回 進行管理会議 5回	・DV被害者の子どもに対する支援として、子どもの通園先、通学先と連携をすることができ、包括的な支援ができた	A	可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において、DVケースの支援に係る情報共有と連携強化を図る
			人づくり課	こども課と連携を図り、適切な役割分担のもと関係機関との協議調整を図る	・こども課と連携し、相談が必要な方を男女共同参画サロンへつなげるための働きかけを行った [28年度] 悩み相談35件中こども課からの紹介件数4件	・引き続きこども課と連携し、必要に応じ、法律相談や悩み相談を利用できるようにしていく	B	こども課と連携を図り、適切な役割分担のもと関係機関との協議調整を図る
2	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体と連携・協働するとともに、民間支援団体がその特性を活かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。	こども課	必要に応じて、DV被害者の保護・自立に向けて、民間支援団体と連携・協働する	・ケースに応じて、民間支援団体との連携・協働しながら、支援することができた	・必要に応じて民間支援団体を案内することで、支援の幅が広がり、多面的に支援をすることができた	A	必要に応じて、DV被害者の保護・自立に向けて、民間支援団体と連携・協働する
			人づくり課	民間支援団体との連携、情報収集を図る	・民間支援団体からのチラシ等を市政資料コーナーへ設置 ・男女共同参画サロンの悩み相談での相談で、必要なケースにおいて民間の支援団体を案内	・民間支援団体の情報収集を行いながら、必要に応じて相談者に案内していけるよう連携をとっていく	B	民間支援団体との連携、情報収集を図る